

主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、監理技術者の兼務に関する取扱い（令和3年3月5日付け出総第337号）に基づき、2件の工事で主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。

2 建設業法第26条第3項第1号による場合（専任特例1号）

（1）兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の主任技術者又は監理技術者が2件の工事を兼務できる。

- 1) 請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事であること。
- 2) 工事現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること（発注者には、国、市町村等を含む）。
- 4) 下請次数が3次以下であること。
- 5) それぞれの工事に連絡員（土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者）を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 10) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易1型）でないこと。
- 11) 主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 12) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

（2）手続き

- 1) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、主任技術者及び監理技術者の兼務届（様式第1号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書（以下、「人員配置計画書」）を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第1号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 建設業法第26条第3項第2号による場合（専任特例2号）

（1）兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できる。

- 1) 設計額（税込）が3億円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が同一の振興局等又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

振興局等地區		所 管 区 域 (市町村)
盛岡広域振興局		盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局	本 局	奥州市 金ヶ崎町
	花 巻 地 区	花巻市 遠野市
	北 上 地 区	北上市 西和賀町
	一 関 地 区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局	本 局	釜石市 大槌町
	宮 古 地 区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局	本 局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
	二 戸 地 区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること（発注者には、国、市町村等を含む）。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない。）。
- 6) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 7) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易1型）でないこと。
- 8) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 9) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届（様式第2号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 営業所技術者等と兼務する場合

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等が1件の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務できる。

- 1) 当該営業所において締結された工事であること。
- 2) 請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事であること。
- 3) 営業所と工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

- 4) 下請次数が3次以下であること。
- 5) 連絡員（土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者）を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 10) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易1型）でないこと。
- 11) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

（2）手続き

- 1) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、営業所技術者等の兼務届（様式第3号）に連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書（以下、「人員配置計画書」）を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第3号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても営業所技術者等と兼務することを考慮した内容とすること。